平成２４年（フ）第６０９号
札幌市白石区東札幌２条１丁目４番11号　ハイツ88―101号
債務者　中橋　　歩（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２８号
札幌市東区北21条東１丁目１番１―305号
債務者　井野　幹夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６９号
札幌市西区西野４条４丁目１番５号　グリーンハイツ103号
債務者　輪島　美恵（旧姓國分）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９号
群馬県高崎市矢島町561番地１　サンライトⅠ103号
債務者　須藤　慶樹
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７７号
静岡県伊東市八幡野1418番地の22
債務者　加ケ嵜幸宏
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
静岡県熱海市伊豆山1173番地の13　県営七尾団地11―201
債務者　庄子　　亮
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
静岡県伊豆の国市天野27番地の３　ビューレッジ芥川104号、前住所静岡県三島市徳倉３丁目８番40号　コーポ麗里家Ａ―102
債務者　渡邉　正登
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
京都府舞鶴市字浜559番地４
債務者　安齋　朋美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
堺市東区日置荘北町３丁12番11―103号
債務者　松岡　秀治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
堺市西区平岡町268番地13
債務者　福井　康貴
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
大阪府柏原市旭ヶ丘３丁目12番９―203号
債務者　長野　和代（旧姓永園）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
堺市西区鳳北町１丁25番地７
債務者　竹村三由紀
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁17番37―502号
債務者　山本　千栄
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
堺市堺区四条通２番９号
債務者　東岡　修平
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目898番地の７310号
債務者　豊田　真里（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
高知県香南市赤岡町15番地６
債務者　宮本　大助
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３号
高知市二葉町11番９号　森山ビル201号
債務者　田中　留美
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５６号
高知県南国市大埇甲1880番地13
債務者　北川　優一
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
高知地方裁判所破産係